

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課 （06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	土地の占用及び工作物の新築等の許可
概要	河川区域内の土地の利用又は工作物の新築等を行う場合は河川管理者の許可を受けなければならないと しています。河川敷地を使用する場合や、河川敷地に工事用仮設物などを設置する場合には、河川占用 許可申請書を河川管理者へ提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	河川法第24条 河川法第26条第1項 河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日建設事務次官通達）
審査基準	（土地の占用について） ・「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日建設事務次官通達）に合致するものであること。 ・都市・地域再生等利用区域については、指定区域ごとの「都市・地域再生等利用区域の指定につい て」の占用方針等に合致するものであること。 （工作物の占用について） 以下の基準に該当すること。 ・治水上又は利水上の支障を生じる恐れがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項につい て、それぞれ次ぎに定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧そ の他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ、工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（平成12年6月7日政令第312 号） ロ、設置について、「工作物設置許可基準」（平成6年9月22日建河治発第72号） ・社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 ・当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害 しないこと。 ・当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事 業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
標準処理期間	30日～40日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	流水占用料等許可申請書および関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002580.html
備 考	